

○財務省令第三十一号

関稅定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）及び関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令（平成二十八年政令第六十八号）の施行に伴い、関稅法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

関稅法施行規則等の一部を改正する省令

（関稅法施行規則の一部改正）

第一条 関稅法施行規則（昭和四十一年大藏省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の六ただし書中「第一条の五」を「前条各号」に、「第一条の六」を「この条」に改め、同条を第一条の七とする。

第一条の五第十号中「行なわれた」を「行われた」に改め、同条を第一条の六とする。

第一条の四を第一条の五とし、第一条の三を第一条の四とし、第一条の二を第一条の三とし、第一条の

次に次の一条を加える。

(郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす書類)

第一条の二 法第六条の三(郵送等に係る申告書等の提出時期)に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書面並びに当該書面に添付すべき書類及び当該書面の提出に関連して提出するものとされている書類とする。

- 一 法第七条の九第二項(帳簿の備付け等)及び第六十七条の八第二項(帳簿の備付け等)において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号。以下この号及び次号において「電子帳簿保存法」という。)第六条第一項若しくは第二項(電磁的記録による保存等の承認の申請等)又は第七条第一項(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)(これらの規定を電子帳簿保存法第九条(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定により提出する申請書又は届出書
- 二 法第九十四条第三項(帳簿の備付け等)において準用する電子帳簿保存法第六条第一項、第二項若しくは第六項又は第七条第一項(これらの規定を電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む

。) の規定により提出する申請書又は届出書

三 関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第五百五十五号）第三条の二第二項（変質、損傷等による戻し税の手續）（同令第三条の三及び第三条の四（変質、損傷等による戻し税の手續等についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により提出する申請書

四 関稅定率法施行令第五十三条の三第一項（輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の手續）の規定により提出する申請書

五 関稅定率法施行令第五十六条第三項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻し等の手續）（同令第五十六条の三及び第五十六条の四（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手續等についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により提出する申請書

六 相殺関稅に関する政令（平成六年政令第四百十五号）第十五条第一項（還付）の規定により提出する還付請求書

七 不当廉売関稅に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十九条第一項（還付）の規定により提出する還付請求書

第八条中「第一条の三」を「第一条の四」に改める。

(通関業法施行規則の一部改正)

第二条 通関業法施行規則(昭和四十二年大蔵省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とする。

第七条中「通関業法施行令(昭和四十二年政令第二百三十七号)第十二条本文」を「令第十二条本文」に、「はつて」を「貼つて」に改め、同条ただし書中「同令第十二条ただし書」を「令第十二条ただし書」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第二条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(許可の承継に係る承認申請の添付書面)

第二条 前条の規定は、通関業法施行令(昭和四十二年政令第二百三十七号。以下「令」という。)第二条の二第三項に規定する財務省令で定める書面について準用する。

(関税暫定措置法施行規則の一部改正)

第三条 関税暫定措置法施行規則(昭和四十四年大蔵省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第七条の表以外の部分中「第三項」を「第二項」に改める。

別表第一九・〇一の項中「育児食用又は食餌療法用」を「乳幼児用又は食餌療法用」に改める。

別表第二一・〇六の項中「チューイングガム」を「チューインガム」に改める。

別表第二二・〇六の項中「なし酒及びミード」を「梨酒、ミード及び清酒」に改める。

別表第三九・一七の項を削る。

別表第四四・〇七の項中「丸はぎ」を「丸剥ぎ」に改める。

別表第六四類の項中「はき物」を「履物」に改める。

附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第三条中関税暫定措置法施行規則別表の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。